

	<p>する研修及び教育訓練_____</p> <p>_____又は慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって<u>本市の産業振興</u>に資することを目的とする。</p>
<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p><u>人材育成・確保に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</u></p> <p>(1) 人材育成事業</p> <p>人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣<u>等</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>
略	
<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p><u>製造業又は情報通信業を主たる事業として営む</u>中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</p>
<p>終期</p>	<p><u>令和6年3月31日</u></p>

	<p>する研修及び教育訓練<u>若しくは他のものが実施する研修及び教育訓練への派遣</u>又は慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって<u>本市産業の振興</u>に資することを目的とする。</p>
<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>(1) 人材育成事業</p> <p>人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣__とする。</p> <p>(2) 略</p>
略	
<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし</u>、50万円を上限とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p><u>補助事業者は、市内に事業所を有する</u>_____中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</p>
<p>終期</p>	<p><u>令和5年3月31日</u></p>

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 見積書及びその明細の写し

(2) 直近2期分の決算書の写し

別表(第3条関係)

(1) 人材育成事業

経費区分	内 容
	略
負担金	受講料(技術者向け通信教育を含む。)
	略

(2) 人材確保事業

経費区分	内 容
人材紹介経費	有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者、外国人技能実習監理団体等が提供する人材紹介サービス等の利用に関する経費
広報費	パンフレット・チラシ等の印刷費、PR動画作成費、人材募集広告費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(軽微な内容の変更)

第4条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

別表(第3条関係)

(1) 人材育成事業

経費区分	内 容
	略
負担金	受講料
	略

(2) 人材確保事業

経費区分	内 容
広報費	人材確保に係るPR動画作成費
人材確保のPR媒体作成経費	人材確保に係るパンフレット・チラシ等の印刷費

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。